

法規 演習問題3 (解説)

ウラ模試 2

[No.11] 解説 正答—2 (正答率 20%)

1. 「別表 1」より「倉庫」は (イ) 欄 (五) 項特建であり、「法 27 条 2 項」より、「3 階以上の部分の床面積の合計が(ハ)欄条件 (200 m²以上) に該当する場合、耐火建築物としなければならない。」とわかる。問題文の倉庫は、「3 階の床面積が 300 m²」のため、耐火建築物としなければならない。よって正しい。
2. 「法 61 条」より、「防火・準防火地域内にある建物の外壁の開口部で、延焼のおそれのある部分にあるものには防火戸その他政令で定める防火設備を設けなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令 136 条の 2」に載っており、①.「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②.「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③.「準防火地域内の外壁防火の建築物 (木造等)」、④.「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。この区分に応じた外壁開口部設備の性能は、①.②.には「遮炎性能 (両面 20 分)」が、③.④.には「通称：準遮炎性能 (片面 20 分)」が要求される。この「準遮炎性能」の基準については、令 136 条の 2 第三号イに載っており、「建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面 (屋内に面するものに限る。) に火炎を出さないものであること。」とわかる (四号も同様)。問題文は「遮炎性能 (両面 20 分)」の要求であるが、建物が③.④.の場合は、これに該当しないため誤り。
3. 「法 61 条」より、「防火・準防火地域内にある建物の「壁、柱、床その他の建築物の部分を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令 136 条の 2」に載っており、その「一号」に、「防火地域内にある建築物で階数が 3 以上のもの」とあり、問題文の建物はこれに該当する。よって、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物としなければならない。よって正しい。

4. 「法 62 条」に「防火・準防火地域内における屋根の構造」の解説が載っており、そこを訳すと「防火・準防火地域内にある建物の屋根の構造は政令基準に適合する①.大臣構造のもの又は②.大臣認定を受けたもののうちのいずれかとしなければならない。」とわかる。その「政令基準」については「令 136 条の 2 の 2」にあり、その「一号」において、「倉庫 (屋根以外の主要構造部が準不燃材料でつくられたもの) の屋根に必要とされる性能に関する技術的基準は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。」と規定されている。よって正しい。

[No.13] 解説 正答—2 (正答率 39%)

1. 「令 112 条 12 項 (小規模建築物の堅穴区画)」より「3 階を病院、診療所 (患者の収容施設があるもの) 又は児童福祉施設等 (就寝系) の用途とした建築物のうち階数が 3 で延べ面積が 200 m²未満のもの堅穴部分については、当該堅穴部分以外の部分と間仕切壁又は法第 2 条第九号の二に規定する防火設備 (20 分間) で区画しなければならない。ただし、居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた建築物の堅穴部分については、当該防火設備に代えて「10 分間防火設備」(令 109 条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないもの) で区画することができる。」とわかる。よって正しい。

2. 「令 112 条 19 項」に「防火区画で用いる特定防火設備・防火設備の構造」について載っており、その「一号」に「面積区画、高層区画」の場合、「二号」に「堅穴区画、異種用途区画」の場合の防火設備の構造を規定している。その「一号ニ」を訳すと、「面積区画・高層区画で用いる特定防火設備は、火災により煙が発生した場合に自動閉鎖又は作動する構造（通称：煙感）又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動閉鎖又は作動する構造（通称：熱感）のうちのどちらかでよい。」とわかる（特定防火設備に要求されている構造ではない）。よって誤り。
3. 「令 112 条 18 項」より、「法 27 条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを 1 時間準耐火の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の建物は「物販店舗」であり、「別表 1」より（イ）欄（四）項特建に該当し、「2 階部分の床面積 500 m²以上」であるため、法 27 条に該当する特殊建築物とわかる。したがって、「店舗部分」と「事務所部分」とは、原則として、異種用途区画しなければならない。よって正しい。
4. 「令 114 条 3 項」より、「建築面積が 300 m²を超える建築物の小屋組が木造である場合においては、原則として、けた行間隔 12m 以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。」とわかる。よって正しい。

以下で事務所部分の床面積の合計が 1,500 m²を超えなければ新築することができるが「2,000 m²」とあるため、新築することができない。

2. 「別表 2(ほ)項」に「一種住居に建築できない建物条件」が載っており、その「四号」条件を訳すと「(は) 項条件に該当する建築物以外の建築物の場合、その床面積が 3,000 m²を超える建物は建築することができない。（政令で定めるものを除く.）」とわかる。これは、「令 130 条の 7 の 2」に該当する建物であれば規模に関わらず建築できることを意味する。（ただし、他の (ほ) 項条件に該当する場合は建築することができない。）問題文にある「警察署」は、「令 130 条の 7 の 2 第一号」に該当するため規模に関わらず新築することができる。
3. 「別表 2(ぬ)項」に「商業に建築できない建物条件」が載っており、その「二号」条件より、「日刊新聞の印刷所は、その規模によらず新築することができる。」とわかる。
4. 「別表 2(を)項」に「工業に建築できない建物条件」が載っており、そのいずれにも該当しないため、問題文の建物は建築することができる。

ウラ模試 1

[No.16] 解説 正答—1 (正答率 70%)

1. 「別表 2(に)項」に「二種中高層に建築できない建物条件」が載っており、その「七号」条件を訳すと「3 階以上の部分を (は) 項条件に該当する建築物以外の建築物の場合、建築することができない。」とあり、「八号」条件を訳すと「(は)項条件に該当する建築物以外の建築物の場合、その床面積が 1,500 m²を超える建物は建築することができない。」とわかる。問題文の「事務所」は、「(は), (に)項」各条件に該当しないため、2 階